

ポスティングチラシの消費税総額表示に関するご案内

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2013年10月から2021年3月末まで特例とされていた「消費税転嫁特別措置法」の失効により、2021年4月1日より消費税を含む商品価格の総額表示が義務化となります。

下記表示例を参考にさせていただき、ご注意下さいますようお願い申し上げます。

謹白

〔表示例〕：税込価格11,000円（税率10%）の商品の例

〔総額表示に該当する〕



①個々で表示する場合

- ・ 11,000円
- ・ 11,000円（税込）
- ・ 11,000円（うち税1,000円）
- ・ 11,000円（税抜価格10,000円）
- ・ 10,000円（税込11,000円）

②一括表示

- ・ 当店の価格はすべて税込み総額表示です。

〔総額表示に該当しない〕



①個々で表示する場合

- ・ 10,000円（税別）
- ・ 10,000円（税抜）
- ・ 10,000円（本体価格）
- ・ 10,000円+税

②一括表示

- ・ 当店の価格はすべて税抜き表示です

※国税庁ホームページをご参照ください。 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6902.htm>

【消費税値引き等の表示禁止】

消費税を値引きする等の広告表示は、「消費税の円滑かつ適正な転嫁を阻害する表示」として禁止されています。

〔表示例〕

- ・ 消費税はいただきません
- ・ 消費税は当店が負担します
- ・ 消費税はサービス
- ・ 消費税還元セール
- ・ 消費税相当（10%）分還元セール

(一社)松戸新聞販売協議会
TEL:047-392-8999

※上記の件についてお問合せは、弊社営業担当までお願い致します。